

可視化の現在 立会いの未来

立会強化月間がはじまります！

取調べの可視化・弁護人立会大阪本部 委員 知花 鷹一朗

1. はじめに

本年、勾留阻止（準抗告）申立強化運動を皮切りに、手錠腰縄についての申入れ強化運動、取調べへの弁護人立会強化運動と3つの運動を連動させた3連続強化運動が行われている。そして、11月からはいよいよ取調べへの弁護人立会強化月間がスタートする。

現在の日本の捜査実務では、捜査機関は取調べへの弁護人立会いをほとんど認めない。

しかしながら、特に在宅被疑者の取調べへの立会いについては、成功事例が報告されるようになってきた。また、立会いまでいかずとも、警察署・検察庁まで弁護人が同行し、依頼者が取調べを受けている間、依頼者がいつでも弁護人接見をすることができるよう、警察署・検察庁内にて待機する手法、いわば「準立会」の成功事例も多数報告されている。

2. 立会いを求めよう！

先に述べたとおり、現状として、捜査機関は取調べへの弁護人立会いをほとんど認めない。

しかしながら、現行法下においても、取調べへの弁護人立会いは憲法上の権利である（どの条文を根拠とするかにつき諸説あるが、いずれにしても憲法上の権利であることは一致している。）。また、在宅事件にあっては、取調べは任意捜査であって、被疑者は出頭滞留義務を負わないのであるから、これに応じるか否かは被疑者の自由であるはずであり、そ

うであれば（弁護人立会いという）条件付きで取調べに応じるということも可能なはずである。このような理論をもって捜査機関を説得し、取調べへの弁護人立会いを実現させた事例も現に報告されている。

以上のような理論を展開しても、捜査機関が頑なに弁護人立会いを認めないことがほとんどである。このような場合に、取調べを拒否してもよいのか、という点が問題となってくる。取調べを拒否すると、依頼者（在宅被疑者）が逮捕されてしまうことを危惧するからである。

しかし、依頼者が指定の日時に出席している限り、取調べ（少なくとも出頭）を拒否していることにはならない。実際に取調べが行われていないという事実が、依頼者による罪証隠滅や逃亡の具体的可能性が高まったと判断する事情とされる余地はないはずである。したがって、出席して取調べを受ける姿勢を示し続けている限りは、逮捕はありえないと考えよう（刑訴規則143条の3^{※2}）。

つまり、出席自体は拒否せず弁護人も同行し、立会いを求め、捜査機関側に取調べを拒否させ（「立会いが条件なら取調べはしません」と言わせる）、依頼者が出席したことはちゃんと記録させておく、といったやり取りをしておけば、逮捕される可能性は著しく低下するだろう。

次に、実際に取調べへの弁護人立会いが実現したとき、弁護人は何をすべきか。中心的な役割としては、違法取調べの阻止ということになるだろう。そこで異議を述べるか、取調べを中断させて接見を求めるといった対応を検討することになるだろう。もっとも、弁護人の立会いにより、その取調べにおける依頼者の供述の

※1 憲法34条を根拠とする説、37条3項を根拠とする説、38条1項を根拠とする説、31条を根拠とする説、あるいはこれらを組み合わせて根拠とする説などがある。詳細は、第30回近畿弁護士会連合会人権擁護大会シンポジウム第2分科会報告書（2018年11月近畿弁護士会連合会発行）134頁以下を参照されたい。

※2 在宅事件における立会い実践マニュアル（2019年12月大阪弁護士会発行）2頁

信用性が高いと判断される可能性があるため、黙秘をするのか、黙秘を解除するとして、何をどこまで話すのか、と言ったことに関しては、依頼者と入念な打合せをしておく必要があり、場合によっては、取調べを中断させて接見を求めるべきである。

3. 準立会を求めよう!

事件の性質や依頼者の性格にもよるが、取調べへの弁護士立会いを拒まれた際、取調べを受けずに帰ることとは別の選択肢として、弁護人の立会いなく取調べを受けてもらうことを選択せざるを得ないこともあるかと思われる。しかしこのときでも、できる限り取調室の外からでも取調べの監視を実現すべく、以下の条件を取調官に求めるべきである。^{※3}

- ① 30分に1回必ず取調室から依頼者を出して、弁護人のアドバイスを受ける機会を与えることを約束させる。
- ② 依頼者が弁護人に相談したいといえ、必ずすぐさま取調べを中断し、依頼者を取調室から出すように約束させる。
- ③ 調書の署名押印前にも必ず取調べを中断し、依頼者を取調室から出すように約束させる。
- ④ 取調べ終了時刻をあらかじめ決めておく。
- ⑤ 依頼者が取調室でメモを取ることを認めさせる。

弁護士が待機することについては異議を唱えられる筋合いはなく、任意取調べ中に弁護士あるいは被疑者が弁護士接見を希望するときには、取調べを中断して接見を実現させるべきことは確立した判例法理であるから（福岡高裁平成5年11月16日判決判タ875号117頁）、①～③の条件については、捜査機関も拒否できないであろう。また、④についても、任意の取調べである以上、いつでも立ち去ることは可能であるはずであるから、捜査機関が拒否することはできないであろう。

したがって、⑤まで捜査機関に承諾させるのはすこしハードルがあがるものの、①～④の条件については、比較的容易に、捜査機関側の承諾を得ることができ、①～④が実現できれば、取調室の外からでも、相当程度、取調べの監視を実現できるかと思われる。なお、取調官が⑤を認めなかったため、取調官のひとつの発問のたびに休憩を取らせ、発問内容を確認するという方法で準立会を実現した事例も報告されている。

4. まとめ

私自身、何度か、取調べへの立会いは準立会を求めることを実践しているが、やはり取調べへの立会いについては、捜査機関にほぼ拒否されてしまう。1件のみ、嫌疑不十分あるいは嫌疑なしが濃厚で、ただし告発者がいたため、立会検事も検察審査会への申立てを警戒しおり、いわば検察官と弁護人とで利害が一致した事例で、立会いが認められた（というより、検察官より立会いを求められた）事例があったが、特殊な事例かと思う。これに対し、準立会は、(上記⑤以外は)基本的に拒否されない印象である。

取調べへの弁護士立会いが広く認められるまでには、もう少しばかり時間を要するかもしれないが、今、実現可能な限りで、ひとつひとつ実現していくことが肝要である。

11月から始まる弁護士立会強化月間を機会に、まずは在宅事件から、まずは準立会から、実践してもらいたい。

なお、弁護士立会いの理論的な議論や、実践例、より具体的な実践方法などについては、脚注でも引用している以下の資料が詳しいので、ぜひご覧いただきたい。

- 第30回近畿弁護士会連合会人権擁護大会シンポジウム第2分科会報告書（2018年11月近畿弁護士会連合会発行）
- 在宅事件における立会い実践マニュアル（2019年12月大阪弁護士会発行）

※3 同マニュアル4頁